

元佐契第52号  
令和元年11月20日

市内建設工事入札参加資格者 各位

佐久市長 柳田 清二

### 令和元年台風第19号災害復旧に関する入札及び契約の取扱いについて(通知)

平素は、市行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

佐久市では、令和元年10月12日に発生した台風第19号により全区域で甚大な被害を受けました。今後、災害の復旧工事について迅速な復旧を図るため、台風第19号災害復旧工事に限定した入札及び契約の取扱いを下記のとおりとします。

#### 記

#### 1 小規模工事の上限金額の引き上げについて

現行、70万円未満の小規模工事は1者の見積書を徴収し、随意契約による発注を行っていますが、台風第19号災害復旧工事については、復旧工事に早期着手することが求められることから、小規模工事の上限金額を130万円まで引き上げます。

#### 2 130万円を超える台風第19号災害復旧工事の入札について (別紙フロー図参照)

(1)指名競争入札を基本とします。

(2)見積期間の短縮を適用します(下表のとおり)

工事1件の予定価格	通常の見積期間	災害復旧工事の見積期間
500万円未満	1日以上	—
500万円以上5000万円未満	10日以上	5日以上
5000万円以上	15日以上	10日以上

(3) 1回目の入札で「応札者なし」または「落札者なし」の対応について

ア 1回目の入札で「応札者なし」の場合

(ア) 応急復旧工事を実施した業者から見積書を徴して随意契約

イ 1回目の入札で「落札者なし」の場合

(ア) 最低価格を提示した1者から見積書を徴して随意契約

ウ イ(ア)の随意契約が不調の場合

(ア) 応急復旧工事を実施した業者から見積書を徴して随意契約

- (4) (3) の随意契約がいずれも不調になった場合 ※1  
ア 市内全域を対象に指名競争入札（当初入札対象業者及び低ランク業者を除く）  
で行う。
- (5) (4) の入札で「落札者なし」の場合  
ア 最低価格を提示した1者から見積書を徴して随意契約
- (6) (5) アの随意契約で不調になった場合 ※1  
ア 準市内・市外業者を対象に競争入札（低ランク業者を除く）を行うものとする。

※1 低ランク業者・・・入札対象工事の入札参加資格となる等級より低い格付けに区分  
されている業者

### 3 現場代理人の兼務について

現場代理人の兼務可能工事の件数を3件まで認めます。（金額は無制限）  
詳細については、別紙「建設工事の現場代理人の兼務について」をご覧ください。

### 4 市内業者優先発注について

(1)当初入札は「佐久市地元企業優先発注等に係る実施方針」に基づき地元企業(市内本店業  
者)を優先します。

佐久市役所契約課契約係 電話 0267-62-3084（直通）
------------------------------------